大阪市、株式会社池田泉州銀行及び独立行政法人住宅金融支援機構 の連携による空家等対策の推進に関する協定書(案)

大阪市(以下「甲」という。)、株式会社池田泉州銀行(以下「乙」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「丙」という。)は、大阪市域内(以下「市内」という。)における空家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内における地域住民の生活環境の保全及び地域活性化のため、甲、乙及び丙の三者が連携・協力し、空家等の発生の未然防止並びに所有者等による空家等の適正管理及び利活用に関する対策を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) 第 2 条第 1 項に規定 する空家等をいう。
 - (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(連携内容)

第3条 甲、乙及び丙は、次条及び第5条に規定する事項その他の第1条の目的を達成するために必要な事項について、連携して取り組むものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第4条 甲は、所有者等からの相談への対応等の際に、甲が必要と判断した場合は、次条第1項の規定による金融商品に関する情報提供を行う。ただし、甲は、当該金融商品に係る契約の締結に関する行為に一切関与しない。

(乙及び丙が主体となって取り組む事項)

- 第5条 乙及び丙は、市内における空家等の発生の未然防止並びに所有者等による空家等の適正管理及 び利活用に資する金融商品を開発・提供する。
- 2 乙及び丙は、甲が行う空家等対策に関する施策を広く周知するため、広報・周知活動を行う。

(情報の共有)

第6条 甲、乙及び丙は、第4条及び前条に規定する事項その他の本協定に基づく取組の実施に必要な情報(個人情報その他法令により非開示とされる情報を除く。)を共有するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲、乙及び丙は、第4条及び第5条に規定する取組により甲、乙及び丙がそれぞれ個別に知り 得た情報を、第1条の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。ただし、裁 判所からの命令その他法令により開示しなければならない場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、第4条及び第5条に規定する取組により甲、乙及び丙がそれぞれ個別に知り 得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要か つ適切な措置を講じるものとする。

(協定内容の変更)

第9条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議 の上、書面により本協定の内容を変更するものとする。

(協定の期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による何らの意思表示もない場合、期間満了日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定は、本協定の終了後も有効に存続する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、 これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

- 甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市 代表者 大阪市長 松井 一郎
- 乙 大阪市北区茶屋町 18 番 14 号 株式会社 池田泉州銀行 代表取締役頭取兼 C E O 鵜川 淳
- 丙 大阪市中央区南本町4丁目5番20号 独立行政法人住宅金融支援機構 近畿支店長 中島 康成